

調停事項の価額	円
ちょう用印紙	円
予納郵便切手	円

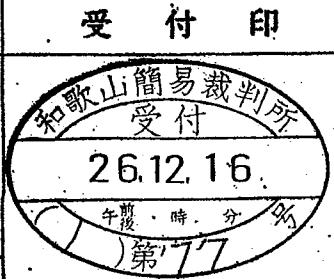
印紙欄
(割印はしないでください)

受付印

(賃料等)

調停申立書

簡易裁判所 御中

作成年月日	平成 26 年 12 月 16 日	受付印 
申立人	住所 (所在地) (〒 640-8152) 和歌山市十番丁72番地 カサ・デ まるのうち201 氏名 (会社名・代表者名) (☎ 073 - 499 - 7231) 吉田 益夫 	
相手方	住所 (所在地) (〒 649 - 6202) 和歌山県岩出市根来92番地 氏名 (会社名・代表者名) (☎ - - -) 有限会社 銀徳 代表取締役 吉村 公俊 	
相手方	住所 (所在地) (〒 649 - 6234) 和歌山県岩出市高瀬148番地 氏名 (会社名・代表者名) (☎ - - -) 吉村 公俊	
申立て の趣旨	相手方に申立人に連帯して相当額の金員を支払え  との調停を求める。	

申立ての趣旨



との調停を求める。

紛争の要点

別紙による。

別紙

1. 本件は、平成26年2月19日付の相手方及び相手方代理人からの通知書から始まる。

通知書では、和歌山地方検察庁に刑事告訴を行っている旨の内容で、具体的な対象URL、投稿番号も入れず、ただスレッド全体を削除しろとの要求であり、申立人のサイトの業務は混乱した。

しかしながら、申立人は、平成26年2月28日に相手方に、司法の判断により処置を行うとの回答を行った。

それから、約二ヶ月半後の平成26年5月13日に相手方は、やっと仮処分の申立を行ったが、スレッドの特定は行われているが、スレッド全体の削除の要求は変わらず、申立人としては、相手方に司法の判断に従うという回答を行っている手前、スレッドの内の全情報削除に対応するために、相手方に対して、スレッド内の情報のデータの提供の提案を行ったが、相手方がデータ受け取りを拒否をしたため、データの提供を諦めた。

平成26年6月24日に平成26年(ヨ)第33号「発信者情報開示等仮処分命令申立事件」の仮処分決定で担保25万円を立てることで、指定スレッド内の全データの送信を防止せよとの仮処分が決定したので、仮処分決定に従って、指定スレッド内の全情報削除を行い、指定スレッド内のデータは消失した。そのため、この時点で原状回復は不可能となった。

なお、申立人は答弁書で、違法性を主張できない投稿については送信防止措置(投稿削除)を取る必要ないと主張していた。

2. 7月25日、本訴を提起して、平成26年10月29日に本訴である平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の判決で、違法性のない投稿が削除対象から外れたたが、削除命令による削除で、データが消失したため、違法性のない投稿に対しての原状回復が不可能になっていた。

3. データ消失のため、原状回復が不可能であるため、その損害賠償を求めることになるが、損害

賠償として相当の額は、相手方との話し合いが必要であると申立人は判断しているため、調停を求めた。

4. 申立人としては、提示金額を損害賠償額を慰謝料込みで~~上記手順~~とする。

相手方額

以上

証拠方法

甲第1号証 平成26年2月19日付の相手方及び相手方代理人からの通知書 写し

甲第2号証 平成26年2月28日付申立人の相手方代理人に対する回答書 写し

甲第3号証 平成26年5月13日付相手方の仮処分申立書 写し

甲第4号証 平成26年6月24日付仮処分決定書 写し

甲第5号証 平成26年7月7日付申立人の仮処分での命令措置完了通知 写し
(スレッド番号誤記、正しくは2446と2447)

甲第6号証 平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の相手方の訴状 写し

甲第7号証 平成26年(ワ)第396号発信者情報開示等事件の判決文 写し
(平成26年10月29日判決)

甲第8号証 平成26年11月17日付申立人の保全異議申立書 写し

甲第9号証 平成26年12月2日付相手方の一部取下書 写し

甲第10号証 平成26年12月8日付催告書 写し

甲第11号証 削除対象から外れた投稿リスト(丸印) 写し